

令和5年度

第2回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和5年5月10日（水）

あさぎり町農業委員会

令和5年度 第2回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和5年5月10日(水)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年5月10日	午後1時30分	会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和5年5月10日	午後2時05分	会 長	杉下 和治	
応(不応)招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 25名 欠 席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	×
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	1 番 廣瀬 孝喜		2 番 村田 新一			
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 橋本 英樹		主幹 椎葉 尚宏			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地利用配分計画(農地中間管理事業)の報告について 日程第5 報告第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第8 議案第3号 農用地利用集積計画(第5回)の決定について 日程第9 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(第1回)の決定について					

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席下さい。ただいまから、令和5年度第2回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。天気も昨日から天気が続きまして、農作業のほうも、本番となりましたので、どうぞ、事故等がないように頑張っていたきたいと思います。また、新しい局長を迎えてですね、これからまた忙しくなりますので、よろしく願います。今日はですね17番、谷川委員より、欠席の報告があつておりますので、出席委員は25名で、定足数に達していますので、総会が成立しております。

日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、1番、廣瀬孝喜委員。2番、村田新一委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。資料は、2ページを御覧ください。今回は、6件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号78番は、所有権移転のため、79番は農地中間管理事業貸付けのため、80番から82番は第三者貸付けのため、83番は契約内容変更のためとなっております。以上報告します。

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** 報告いたします。3ページをお開きください。今回は1件の届出が提出されております。関連資料につきましては、次ページ4ページの農地所有適格法人経営概要表に記載しておりますとおりで。令和4年5月1日現在となっております。以上、報告いたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で、報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。資料は、5ページを御覧ください。申請番号6番は、令和5年4月7日に県公告がされた。期間満了に伴う貸貸借権の再設定となります。以

上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第5、報告第4号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは報告します。資料は、6ページ、7ページ及び別添に配付しておりますカラーの写真を御準備ください。場所につきましても、上地区の永山行政区永山になりますけれども、御覧のとおり、さほど荒れてはいないんですけども、袋地のため、機械の搬入路がない農地となっております。地区担当委員さんに現地調査をいただき、今回この1筆の農地を非農地と判断しております。上地区、畑1筆、226平方メートルとなります。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で、報告第4号を終わります。

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は8ページからになります。今回は2件の審議をお願いいたします。申請番号4番について、資料は9ページから16ページになります。譲渡人と譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は一筆で地目は台帳、現況ともに田。面積は665平米です。移転する契約は、総額20万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に、今後、米、野菜を栽培される予定です。

次に、申請番号5番について、資料は17ページから24ページになります。譲渡人と譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は2筆、地目は台帳、現況ともに田。面積は合計1,723平米です。移転する契約は、総額100万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に今後、WCSを栽培される予定です。以上、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第1班の現地調査がありましたので、申請番号4番の案件について、14番委員の宮原範行委員より、申請番号5番の案件について、8番委員の土屋委員より報告をお願いします。

○**14番委員（宮原 範行君）** 14番の宮原です。農地法第3条の規定により、許可申請について、申請番号4番の案件について、午前中回りましたので報告します。譲渡人、譲受人ともにあさぎり町内の方です。地目は田、面積は665平米、所有権移転の売買でございます。家も隣同士であります。譲渡人は高齢のため、現在も譲受人が耕作しておられます。若い青年であります。今から伸びていく人材でありますので、何の問題もないと思います。皆様の御審議よろしく申し上げます。以上です。

○**8番委員（土屋 正則君）** 8番委員の土屋です。農地法3条の規定による許可申請、申請番号5番の案件について、午前中、現地調査の結果を報告いたします。資料は17ページから24ページになります。24ページの地図を御覧ください。場所は、免田西の永才にあり、JA免田給油所から北へ約800メー

トル。永才公民館から北西約300メートルのところにあります。譲渡人、譲受人ともにあさぎり町の個人の方です。今までは、譲渡人はイタリアなどの飼料作物をつくっておられましたが、今後、譲受人はWCSなどの作物を作られるそうです。何ら問題ないと思いますので、皆様方の御審議方よろしく申し上げます。以上です。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号4番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。質疑なしと認めます。申請番号4番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、全員賛成です。したがって、申請番号4番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号5番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。質疑なしと認めます。申請番号5番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、全員賛成です。したがって、申請番号5番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第6、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は25ページからになります。今回は、合計の審議をお願いいたします。申請番号3番について、資料は26ページから35ページになります。譲渡人と譲受人は、ともに町内の個人の方です。転用する土地は2筆で、地目は台帳現況とも畑、転用面積は合計で684平米です。移転する内容は、総額482万円の売買による所有権移転です。転用の目的は、個人住宅及び共有道路です。29ページの地図を御覧ください。申請地の位置につきましては、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は、10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地です。近隣の土地も検討されましたが、代替地がないことと、農業振興地域整備計画の、農用地区域の除外地であることから、個人住宅及び共有道路への転用は可能です。33ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号4番について、資料は36ページから44ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は町外の個人2人の共有の方です。転用する土地は2筆で、地目は台帳現況とも畑、転用面積は合計で684平米。移転する内容は、総額465万円の売買による所有権移転です。転用の目的は、個人住宅及び共有道路です。39ページの地図を御覧ください。申請地の位置につきましては、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している、4メートル以上ある道路には、上下水道管が2管理設されており、500メートルの範囲内

に、摩耶幼稚園と吉井保育園がある、第三種農地であることから、個人住宅及び共有道路への転用は可能です。42ページから、事業計画書、資金計画書、ローン事前審査結果書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号5番について、資料は45ページから54ページになります。譲渡人は町外の個人、譲渡人は、町内の個人の方です。転用する土地は1筆で地目は、台帳現況とも畑、転用面積は414平米、移転する内容は、贈与による所有権移転、転用の目的は、繁殖牛舎です。47ページの地図を御覧ください。申請地の位置につきましては、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は、10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地です。近隣の土地も検討されましたが代替地がないことと、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、繁殖牛舎への転用は可能です。52ページから、事業計画書、資金計画書、預金通帳の写しを掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号6番について、資料は55ページから63ページになります。譲渡人は町内の個人、譲受人は町内の法人です。転用する土地は2筆で、地目は1筆は台帳現況とも田、もう1筆は台帳現況とも畑、転用面積は合計で2,245ページ、移転内容は贈与による所有権移転で、転用の目的は、きのこ栽培施設です。58ページの地図を御覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は、10ha以上の農地の集団にある第1種農地です。しかし、申請地周辺の集落に居住する者の業務上必要な施設であることと、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、きのこ栽培施設への転用は可能です。60ページから事業計画書、資金計画書、残高証明書、土地改良区意見書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号7番について、資料は64ページから75ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地は1筆で、地目は台帳・現況とも田、転用面積は391㎡です。移転する内容は、総額59万5千円の売買による所有権移転で、転用の目的は、個人住宅です。67ページの地図をご覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は、10ha以上の農地の集団にある第1種農地です。しかし、申請地周辺の集落に居住する者の日常生活上必要な施設であることと、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、個人住宅への転用は可能です。69ページから事業計画書、資金計画書、ローン事前審査書、土地改良区の同意書及び意見書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第1班の現地調査がありましたので、申請番号3番と4番の案件について、1番委員の廣瀬委員より、申請番号5番の案件について、3番委員の田崎委員より、申請番号6番の案件について、14番委員の宮原範行委員より、申請番号7番の案件について、5番委員の樫木委員より報告をお願いします。

○1番委員（廣瀬 孝喜君） 1番、廣瀬です。午前中に現地調査をした結果、報告いたします。農地法第5条申請について説明します。議案第2号、受付番号3号について、譲受人、譲渡人とも、町内の方です。ページは26ページから35ページです。申請地は28、29ページの地図を見てください。農用地区域外で県道多良木相良線から、北へ30メートルぐらいのところになります。売買で面積618平米、価格は482万円です。個人住宅と共有道路になります。問題ないと思いますが、審議方よろしくお願ひします。続けて、議案第2号受付番号第4号について説明します。譲受人の方は町外の方で、譲渡人の方は町内の方です。ページは36ページから43ページです。申請地は38ページ、39ページの地図を見てください。農用地区域外で、県道多良木相良線の道路から北へ30メートルぐらいのところ。あさざり

町生涯学習センターから東へ200メートルぐらいになりますかね。売買で面積684平米、価格465万円です。個人住宅の予定です。問題ないと思いますが、審議方よろしくお願ひします。先ほどの2号と3号は隣同士でございます。説明を終わります。

○3番委員(田崎 洋一郎君) 3番田崎です。申請番号5番の案件について、現地調査の結果を報告します。ページは45から54になりますが、48ページを御覧ください。県道人吉水上線の旧須恵役場より500メートルほど深田方面に行った県道の北側に位置しております。譲受人は、新規就農者で、譲渡人とは親子関係にあります。譲渡人の方は町外に住んでおられますが、譲受人は現在、47ページを御覧いただきまして、申請地の隣の50-1、祖父母の家で生活しており、家の近くに牛舎を建てたいということで、今回の申請となりました。申請地は現在野菜等が栽培されており、2種農地でもあることから、転用には何ら問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。以上です。

○14番委員(宮原 範行君) 14番の宮原です。申請、農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号6番の案件について、午前中調査しましたので報告します。ページは55から63ページで、57、58の地図を御覧ください。場所は、県道多良木相良線のあさぎりホームから北に200から300メートル、専立寺こども保育円の西側、200から300メートルの地点にあります。地目は田、1,742平米。畑が503平米で、合計2,245平米。現在、シイタケ栽培をされており、今後、増やしていかれるとのこと。譲渡人、譲受人どちらも町内の方で、親戚関係であります。土地も贈与ということと、また、シイタケの施設を増やされるということで、地域住民の影響もないと思いますが、皆様の審議のほどよろしくお願ひします。

○5番委員(樫木 徹郎君) はい、5番の樫木です。農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号7番の案件について説明をいたします。資料は64ページからになります。譲渡人、譲受人ともに、個人、あさぎり町の個人の方でございまして、地目は田でございます。面積が391平米でございます。それから転用の目的といたしまして個人住宅を建てられるということでございます。67ページの地図を御覧ください。申請地は、南稜高校の神殿原農場より東へ1キロぐらい行ったところの水田であります。隣にもですね、既に住宅が建っております、何ら問題ないかと思ひます。御審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号3番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号3番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号3番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号4番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号4番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号4番の案件については、

原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号5番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。質疑なしと認めます。申請番号5番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい、全員賛成です。したがって、申請番号5番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号6番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。質疑なしと認めます。申請番号6番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい、全員賛成です。したがって、申請番号6番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号7番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。質疑なしと認めます。申請番号7番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい、全員賛成です。したがって、申請番号7番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第8 議案第3号 農地利用集積計画(第5回)の決定について

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** 日程第8、議案第3号、農用地利用集積計画(第5回)の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会参事(椎葉 尚宏君)** はい。それでは、まず利用権設定に係る分について説明いたします。77ページをお開きください。77ページ上段の申請番号236番から、85ページ上段の252番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。85ページ下段の253番から次ページ下段の253③番までは、期間満了に伴う使用賃借権の再設定です。87ページ上段の254番から、93ページ上段の266番までは、新規の賃借権の設定です。93ページ下段の267番は、新規の使用賃借権の設定となります。94ページ268番から106ページ280番までは、新規での農地中間管理事業による賃借権の設定です。

引き続き、所有権移転に係る分について説明いたします。107ページをお願いいたします。今回の申請は4件で、15番から17番は、公社が借入れをするものです。18番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格は、全て10アール当たりの価格となります。15番の買入れ価格、70万円。16番の買入れ価格70万円。17番の買入れ価格40万円。18番の売渡し価格41万円。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上説明を終わります。

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい、議案第3号、農用地利用集積計画、括弧第5回についての説明

が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから、議案第3号、農用地利用集積計画(第5回)についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第9 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(第1回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第9、議案第4号、農用地利用集積等促進計画(第1回)の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹(椎葉 尚宏君) 資料は115ページをお開きください。今回は1件のみとなります。申請番号1番につきましては、耕作者の変更に伴う賃貸借権の設定となります。最後開けていただきまして、116ページから118ページにかけて、申請地地図、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第4号、農用地利用集積等促進計画(第1回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから、議案第4号、農用地利用集積等促進計画(第1回)についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり、決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) 御起立願います。礼。

閉会 午後2時05分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 1番 廣瀬 孝喜

あさぎり町農業委員会 署名委員 2番 村田 新一